

## 建築部建築工事連絡会議運営要綱

### (設 置)

第1条 建築部内に建築部建築工事連絡会議を置く。(以下「連絡会議」という。)

### (目 的)

第2条 建築部内各課の工事に関する懸案事項を解決するための調査、審議及び各課間の調整を目的とする。

### (組 織)

第3条 連絡会議は建築部内の建築管理課及び工事担当課の、次の各号に掲げる職員によって組織する。

(1) 課長補佐

(2) 課長の推薦する職員

### (幹 事)

第4条 連絡会議の運営するために幹事を置く。

幹事の任期は1年とし、各課持回りとする。

### (会 議)

第5条 連絡会議は、必要な都度幹事が召集し、議事の進行は幹事が行う。

### (事務局)

第6条 連絡会議の事務局を建築管理課に置く。

### (部 会)

第7条 専門の事項を調査検討するため、連絡会議に部会を置くことができる。

(調査検討事項報告)

第8条 部会において調査検討を行った事項は、連絡会議に報告しなければならない。

(決 定)

第9条 連絡会議で、調査及び審議等を行った事項は、建築部長及び建築管理課長、工事担当各課長の決裁を得て決定する。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議で定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和57年6月11日から施行する。

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成2年5月11日から施行する。

この改正要綱は、平成3年4月26日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する